

第2種南浦漁港(安井地区・神戸地区)における放置等禁止区域指定のお知らせ

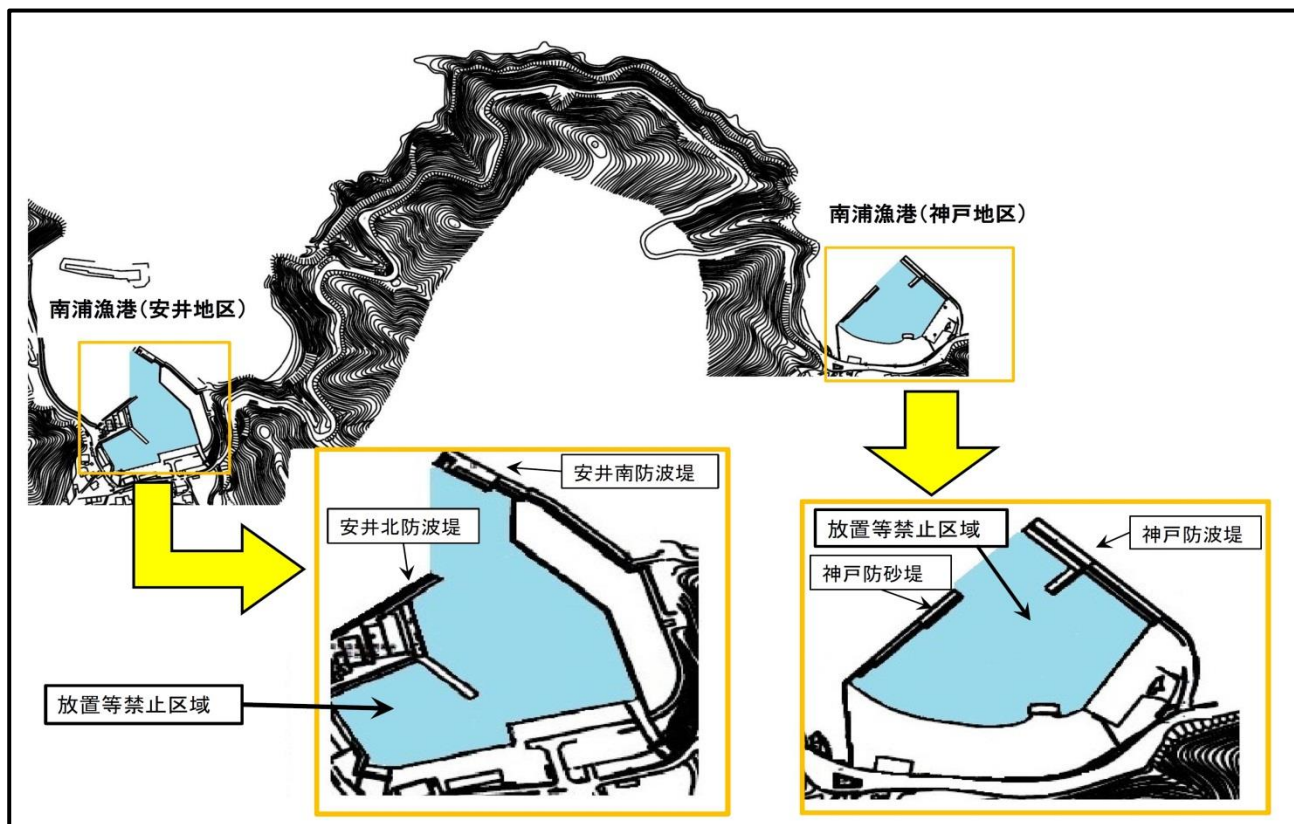
南浦漁港(安井地区・神戸地区)においては、次のとおり放置等禁止区域を指定しました。

● 放置等禁止区域指定について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止区域	【安井地区】図に示す安井北防波堤と安井南防波堤を結んだ線及び水際船に囲まれた水域 【神戸地区】図に示す神戸防砂堤と神戸防波堤を結んだ線及び水際線に囲まれた水域
放置等禁止物件	漁船を除く船舶

放置等禁止区域及び係留指定施設指定図



違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるのでご注意ください。

なお、指定は平成25年2月1日より適用します。

宮崎県知事